

## 人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第4回 議事要旨

1. 日 時 平成25年3月1日(金) 自 18時00分  
至 21時30分

2. 場 所 社団法人商事法務研究会会議室

3. 議事概要

### (1) 扶養関係事件の国際裁判管轄について

法務省から、扶養関係事件の国際裁判管轄について、研究会資料5に基づいて説明がされ、引き続いて同資料記載の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

ア 扶養に関する事件(子の扶養を含み、子の監護費用の分担を除く)について

- 離婚後扶養について、財産分与に関する処分に含まれるものとして取り扱えば足りると資料上説明されている点については、違うのではないか。
- 離婚後扶養は離婚後大分たってから問題になることもあり、重要になる要素は扶養権利者の方なので、扶養に近いのではないか。
- 離婚後扶養のみ申し立てられればそれは扶養事件として扱われる。資料の(注2)に記載したのは、外国で離婚事件に附帯して離婚後扶養についての裁判ができるという法制があった場合に、日本では人事訴訟法上の附帯処分に扶養事件は含まれないことから、扱えるのかどうか問題になるが、財産分与と同じように扱うということが可能ではないかという問題提起である。
- 離婚後扶養は財産分与の一要素と理解している。決めるとすれば大体離婚の時に決めていて、何年もたってから問題になるとすれば変更の問題になる。
- 管轄原因として国籍を認める必要はないのではないか。必要なき時は緊急管轄のような規律で対応すればよい。
- 検討の②の「権利者」については、民法第878条後段による権利者同士で順位の変更等を争う場合も適用になるのか。
- 外国法制で「被告の住所地」が管轄原因とされている旨紹介されている例は、外国法に「被告」の住所地と書かれているのか、それとも条文上は「義務者」という書き方であるのか。
- 被告という書き方である。
- 合意管轄については、義務者の住所地についてのみ合意管轄を認める合理性もあるということか。

イ 子の監護費用の分担に関する事件について

- 子が日本に住所を有するというのを別の要件として設ける必要があるかどうかというのが問題である。このような要件が意味をもってくるのは、監護親と子が別の国にいるような場合になるが、この場合に監護費用の請求者は監護親なので子の住所国に独立の裁判管轄を認める必要があるのか。
- どちらかという、①の「監護親である申立人が日本に住所を有するとき」に管轄を認めるという規律の方が違和感がある。申立てをするのは実際には親だとして

も、考え方として子の住所地が基本ではないか。また、①の規律は、単独親権を念頭においたものになっており、外国で多くある共同監護の場合を考えると問題がないか。

- 日本で養育費を決める際には、両親の収入というのが大きな要素になる。どこが裁判の最適地かということ考えた場合に、本当に子の住所地なのかは疑問がある。
- 申立人の住所地に管轄を認めることは必要ではないか。例えば子は留学しているが日本にいる母がお金を払っているという事例で、母が米国にいる父に対して養育費請求できるようにする必要があると考える。
- そのような事例では、子の住所をどう認定するかという問題と関わる。
- 当初、子の住所地を管轄原因として一番に挙げることを検討していたが、子の住所地と監護親の住所地が異なるときを考えると、監護親の住所地に認める必要があり、そこで監護親の住所地を管轄原因に入れると、基本的には監護親のほうで考えれば一般的に足りることになりそうである。そこで、監護親の住所地を一番に挙げることにした。
- 「監護親」という概念を管轄決定の基準に使うのは問題があるのではないか。それに当たるのかどうかという審理が必要になってしまう。
- 単なる申立人にすると、義務者の方もできることになってしまい問題がある。
- 子の住所地に管轄を認めるメリットは、子の実際の生活状況がわかりやすいという点にあるが、執行はまた別の地で行う必要がある。子の住所地を管轄原因とする必要はないのではないか。外国法制においては、基本的に相手方か、又は扶養権利者の住所地又は常居所地が管轄原因となっている。

## (2) 相続関係事件の国際裁判管轄について

法務省から、相続関係事件の国際裁判管轄について、研究会資料6に基づいて説明がされ、引き続いて同資料記載の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

### ア 財産の所在地に管轄を認めることについて

- 相続財産が日本にあり相続人は日本にいないという場合に管轄をおく必要があるのではないか。日本国外にも相続財産がある場合にどの範囲で認めるべきかは悩ましい。
- 管轄の問題なので最初の時点で明確である必要がある。例えば主要な財産がある国に管轄があるなどとしてしまうと、全体の財産を把握した上でないと国際裁判管轄が決まらないという事態になってしまう。
- 国際倒産を参考にできないか。
- 国際倒産の場合は、直接管轄と間接管轄をずらしており、直接管轄は財産所在地管轄を認めているが、間接管轄に関連する承認援助法では、財産所在地の場合には承認しないという立場をとっている。したがって、事実上の効果として、破産管財人は日本にある財産についてのみ管理することができることになる。今回これと同じように考えることができるかはただちに言えない。
- 日本国内にある財産は日本でできてほしいというニーズはとても高いのでは無い

か。

- 失踪宣告のように自制する必要はないということか。破産の場合は、結果として制限されることはあるが、自制しているわけではない。
- 通則法6条の失踪宣告に関する規定の検討の際、やはり例外管轄に過ぎないので、外国との調整を考えて、日本で最低限やればよいという範囲を定めた。
- 日本人が海外に移住したが、財産は日本やその他の国に多くあり、相続人も日本にいたるという事案はありそうである。それは全部日本でできたらいいのではないか。
- 財産所在地国で行った裁判を他の国に対しても及ぼすという前提か。
- 遺産分割を調停で行う場合も含めると、皆が合意していれば国外にある全財産を考慮に入れてやったほうが公平であり、かつ解決可能だと考えるが、争っている場合に国外にあるものについて決めても、結局財産の移転までできるのか疑問があり、そうであれば日本にあるものについてのみ審判するということがいいのではないか。
- 外国にある財産についても排除まではする必要がなく、承認されない可能性を認識した上で対象にしたいというのであれば含めていいと思う。他方で、選択的に日本にある財産についてのみ対象にしようと思った場合、それは可能なのか。
- EU相続規則は、12条において、財産が第三国に所在しているときは、当事者の申立てがあり、かつ第三国では裁判が承認されないおそれがあるときは、裁判所が対象範囲を制限できる旨規定している。
- それは管轄の話なのか、管轄としては及んでいるが、その財産まではいいという決定みたいなものなのか。
- EU規則を見ると、当事者が申立てで対象財産を限定できるというように読めるが、この国にある財産だけをやって下さいと言ったときに、それによって管轄が認められるのか。
- そうではない。管轄ではなく、対象財産を限定する趣旨である。
- 審判の内容や対象財産の範囲の問題であって、管轄自体は及んでいる。
- 財産を限定してしまうと、相続統一主義とは合わなくなるのではないか。
- 被相続人の住所地でできるからそれはそれでいいという立場もあり得るのではないか。原則管轄の場合は統一主義だが、例が管轄の場合は失踪宣告と同様限定されるという考え方があり得る。
- 被相続人の住所地であっても、やはり対象を限定するかどうかという問題がある。
- 被相続人の住所地国に多くの財産があるが他国にもあるという場合に、他国のものは扱えないとすると面倒なことになる。限定するとかしないとか決めず、それが考慮に値する財産で、価値があれば、それも含めて判断するということがいいのではないか。
- それなりの価値のある相続財産が複数の国にあることがわかったときにどの財産を分割の裁判の対象とするかを定めることができるのであれば、誰に選択権のようなものがあり、裁判所はどう判断するというのか。

- 全員が合意したときだけできるということになるのではないか。
- 全員が合意していれば当事者主義の考え方から可能とも考えられる。
- 日本にある不動産の分割を外国の裁判所でされることには違和感がある。基本的には登記制度のあるものについてはその国に裁判管轄があるのではないか。
- それを言うと、財産分与も同じ問題になるのではないか。
- 民事訴訟法の議論においても、不動産について全部専属管轄という議論もあったが、日本はそれをとらなかった。
- 統一主義をとっていることから、外国にある財産についても対象とすることを法律上制限することは難しいということになると、間接管轄も認めるということになるのか。
- 日本に大抵の相続財産があるにもかかわらず、少額のものしか所在しない国で全体についての分割の裁判をしてしまい、それを承認しなければならないとすると妙である。
- 相続人皆が一応参加してそこで決まったにもかかわらず、承認しないとすると、その国にあるものについてやり直しをしなければならなくなって不便である。何か国にも財産がある場合に、日本以外の国でも同じような申立てがされるおそれがあり、管轄の競合をどう調整するのが問題になるのではないか。
- ほとんどの財産が外国にある場合に財産の評価が適正にできるのかという問題がある。
- 外国にあるものについてそれほど評価が難しいということはないのではないか。
- やはり中心的財産の所在地を原則として考えるというのがよいのではないか。財産の中身についてはいずれにせよ調べることになる。
- 財産の中身を調べないと管轄が定まらないというのはどうか。
- 競合した場合の基準のようなものも考えておく必要がないか。少なくとも最初に係属したところが優先するというわけにはいかないようだ。
- 財産には消極財産も含む趣旨か。
- 少額の財産しかないにもかかわらず、全体について裁判をするのはおかしいときは、特別な事情による却下のような規律を間接管轄に取り込んで承認しないということも考えられるのではないか。
- 日本に多くの相続財産があるけれども当事者が外国で裁判をしたいということで行って、日本の裁判所には特に係属していないということであればそれを認めてもよく、この場合に日本の裁判所にも係属して競合の問題が生じているのであれば日本を優先させるという整理ができないか。
- 競合については、外国の裁判が先に確定しても、日本の裁判が優先するということがよいのではないか。
- 解釈としては先に確定した方が優先するということもあり得、分かれるのではないか。
- 民法訴訟法の場合は3条の9があるので、一応特別な事情を使ってある程度

調整できるが、ここで同じような規律を置くかどうかによって柔軟な処理ができるかどうかが変わってくる。3条の9で日本に申し立てられた事件を落とすことができれば、ある程度は競合の状態を解消できる。もし、外国においてほとんど終わりかけの手続があるのに、日本で申立てをすれば常にこちらが優先するという事になれば問題ではないか。

- このような場合に、公序で切るとするのは財産関係事件では批判があるのではないか。日本が優先するというのであれば、積極的な理由があった方がいいのではないか。
- 相続開始時の被相続人の住所地に管轄があるものとするとき、住所がない場合は居所があるかどうかで判断することになるのか。住所地に管轄を認める趣旨からすれば、居所を同じように扱うというのはどうか。

イ 注1、注2について

- 財産の範囲で管轄を限定するという意味がわかりにくい。
- 直接管轄について考えると、管轄を制限するなどといわなくても、審判対象の問題とすればいいが、承認の場面における間接管轄では、管轄の問題になるのではないか。
- 間接管轄の場面で考えても、外国の裁判が限定された範囲でしか行っていないとすればその効力のみ承認し、全体を対象として行っていればその全体を承認するということになる。したがって、管轄の有無ではなく、審判の効力の問題ではないか。
- 日本が日本国内にある財産にしか審判の効力が及ばないという法制をとった場合に、そうでない法制をとっている外国の裁判を承認するか否かの場面では管轄が問題とならないか。
- 裁判の効力の範囲といったときに、実体的な効力の及ぶ範囲の問題と判決の効力が及ぶ範囲の2つがあるのではないか。財産所在地管轄を認めて行った外国の裁判はその外国においてのみ効力を有するというのは、要するに判決の効力の問題ではないか。
- 例えば財産所在地管轄について、日本にある財産についてしか管轄が及ばないと規定した場合には、外国が日本にある財産について裁判をしても間接管轄を否定することになる。それを管轄ではなく審判の効力の及ぶ範囲の問題として規定したとすると、承認の場面ではどう問題にできるのか。
- 管轄がないことを理由として承認しないということはできず、公序の問題として承認しないとするか、又は承認するかではないか。
- 遺産分割の事案で日本と外国に財産がある場合に、外国の裁判所が日本にある財産はAさんに、外国にある財産はBさんにとするという判断をしたときに、片方だけ承認するというのはおかしく、全体を承認するかしないかではないか。

ウ 本国管轄について

- 被相続人だけが外国に行き、相続人は皆日本にいるという事案は多いと思わ

れ、需要はあるのではないか。

- 財産も日本にないという前提になるが、それほど多いか。また、合意管轄を認めれば対応できるのではないか。

エ 後注2, 3について

- 遺産分割等の裁判が行われる国で承認されるかどうかはわからないが、機会は提供するという事か。
- どのくらい意味があるのかわからない。相続放棄をしたいという意思を表明したということが記録に残る程度か。
- 認めれば、少なくとも日本は外国でされた放棄等を承認することになる。

(3) 後見等関係事件の国際裁判管轄について

ア 成年後見等について

- 第三者の取引安全の保護という観点から、財産所在地を管轄原因とすべきニーズがあるのではないか。例えば、後見制度がないフィリピンの場合、財産所在地を管轄原因として認めないと、フィリピン人が日本に財産を多く有していても、フィリピンでは後見制度を利用することができず、その財産に関する取引をしたい第三者が迷惑することになる。また、それ以外の国の場合でも、本人の財産が所在する日本で後見人と取引をしたいという第三者のニーズもあるのではないか。
- 通則法制定時の議論では、裁判所が外国にいる本人の精神能力を判断できないことを前提としつつ、日本国としては自国民を保護すべきとして、日本国籍であることを特に管轄原因に含めたということだったと思う。また、その際には、緊急管轄を認め得るかどうか議論されていた。
- 一旦後見が開始されればその状態が何十年も続くので、特定の財産処分の場面における第三者の取引の安全を持ち出すことには違和感がある。
- 後見は本人の身上監護も含むことからすると、後見人を特定の財産の処分を行うためだけに選任することには違和感がある。
- 通則法35条2項1号は、旧法例の規定にあった「日本に住所又は居所を有する外国人」という限定を削り、日本に住所も居所もないが財産が日本にある本人について本国で後見開始の審判がされ、日本にある財産を管理する人がいない場合に例外的に日本法による措置を可能にするために設けた規定なので、この通則法の規定が残るとすると、管轄ルールで補充しなければ不都合が生じる。
- 外国で選任された後見人の権限に日本での事務処理が含まれない場合には、後見開始の原因はあるが日本で後見等の事務を行う者がいない場合に当たるので、後見人の選任だけは日本で行うことになる。
- 外国での後見開始決定だけが承認され、後見人の選任は承認されない場合も、通則法35条2項1号に含まれるのではないか。
- 外国の後見開始の審判を承認したとしても後見登記等に関する法整備ができていないので結局公示する手段がないこと、また成年後見の制度が国によって全然違うため様々な効果がそのまま日本で承認されると不都合であることから、従来の通説は、外国の後見開始の審判は承認できないと解してきた。

- 外国の後見開始の審判を承認できないのであれば、日本に財産があることを管轄原因として認めてほしい。
- 本国で後見開始決定だけは得てほしい、そうすれば、財産管理人は我が国で選任されるという構成はどうか。
- 実務的には気の毒であるが、日本で本人のために後見人を選任することには違和感がある。本来、成年後見制度は取引開始のためだけの制度ではない。
- 賃貸物件のように継続的に所在する財産に関し、我が国の管轄を認めて後見人を選任することができないとすると、日本にある財産は荒れ放題になってその財産が保護されないことになる。しかし、このような物件を管理して利益を上げ、本国に送金することができれば、本国にいる本人の保護に資するのではないか。
- 他の事件類型と異なり、特定の財産管理のみスポットとして行うのであればともかく、後見の場合だけ外国にいる当事者に我が国による保護を及ぼそうとすることには違和感がある。
- 「後見開始の審判等についてのみ我が国の管轄権が認められ、後見人の選任等の保護措置については我が国に管轄権が存在しないような事態」は避けるべきだと思うが、その逆の事態が生ずるのは相当でないといえるのか。本人の住所地国で後見開始決定だけは得なければならぬとするのは合理的といえるのか。
- 外国で後見開始決定がされ、後見人が選任されていても、我が国ではその選任を無視して独自に後見人を選任することが想定されているようだが、そのようなことが相当なのか。
- 実務的には、日本で後見人になろうとする人は、本国の後見人と連絡を取り合って本人の保護を図ることが期待されているのではないか。
- 不動産の等価交換など本国の後見人ではできないような取引を考えると、我が国で後見人を選任して行わせる意味があるのではないか。
- 通則法6条の失踪宣告の場合と平行に考えて、新たに、後見開始の審判について、財産が日本にあることを例外的な管轄原因とし、その代わりに、後見事務を日本にある財産の処理に限定して、後見開始の審判及び後見人の選任を行うものと整理してはどうか。
- そのようにして選任された人を「後見人」ということができるのか。
- 判断能力のない本人が本国にいて、日本にある財産が放置されている場合は、不在者財産管理の場面と同じ利益状況が生じているのではないか。
- 通則法35条2項1号は、従前の法例24条2項にあった「日本に住所又は居所を有する外国人」という限定を削り、日本に住所も居所もないが財産がある外国人について本国で後見開始の審判がされ、日本にある財産を管理する人がいない場合にも例外的に日本法による措置をとることを可能にしている。この通則法の規定を前提とすると、管轄ルールでもこの点の手当てをするのが望ましい。
- 後見開始決定だけを承認して後見人の選任を承認しないことは、外国倒産手続自体は承認するが外国管財人を承認管財人として選任せず、日本で独自に承認管財人を選任することと平行に考えられる。
- 現在の日本の不在者財産管理制度では、本人と連絡がついて本人の所在が分かっ

ていれば、不在者財産管理人を置くことはできないのではないか。

- 法理論的にいえば、国内外を問わず、財産を管理すべき人が遠方において当座その財産を管理する人がいない場合には不在者財産管理人を選任して対応するのが民法の考え方ではないか。
- 後見人の職務は、本人の財産だけ管理すればよいという軽いものではないし、外国で選任された後見人と協力するように言われても容易ではない。
- 弁護士が後見人となるときは、身上監護の部分については家族等に頼み、主として財産管理を行うことが多い。それと同様に、本国で本人と同居している人に身上監護を委ね、日本で選任された後見人は財産管理だけを行う方法もあり得ると思う。
- 財産所在地管轄は、本国管轄を不要とするのではなく、本国管轄に付加して認めるべきと考えていた。本国管轄については別途ニーズがあると思う。
- 後見開始の審判の取消しや後見人の監督の管轄権は、本人が日本に住所又は居所を有する場合や日本の国籍を有する場合には認める必要はなく、日本で後見開始の審判が行われた場合だけ認めれば足りるのではないか。
- 外国で後見開始の審判がされた後、本人が日本に引っ越してきた場合は、我が国の裁判所に保護処分についての管轄を認めてもよいのではないか。
- そうすると、後見人の報酬も日本の裁判所が定めることになるのではないか。
- 後見開始の審判と保護措置について管轄原因をまとめた趣旨は、例えば日本で保護措置をするために必ず外国で後見開始の決定を受けなければならないとするのは不便ではないかということである。
- 後見人の監督等を日本で後見開始の審判があったもののみ限定することには違和感がある。外国の分を含めた全体の報酬決定や監督を日本の裁判所が行うのが相当ではないか。
- 住所地国又は居所地国管轄と本国管轄を無条件に後見に関する全ての事件類型に適用するのが妥当かという問題が残ったことになるのではないか。

#### イ 未成年後見について

- 確かに、未成年後見の場合に身上監護に重点が置かれるべきではあるが、未成年でも多くの財産を有する場合がありますので、財産所在地国管轄を認める必要性がより低いとまでは言えないのではないか。
- 財産所在地国管轄については、成年後見の場合と同じ扱いとするのがよい。
- 通則法制定時には成年後見について本国管轄を認めるか否か議論されていたが、成年後見でも本国管轄を認めるのであれば、当然未成年後見でも本国管轄を認めるべきことになるのではないか。
- 未成年者の財産は日本にあるが、その本人が日本におらず、日本人ではない場合には、財産所在地が管轄原因に入ればその本人が救済されるのではないか。
- 未成年者の身上保護の観点からは、緊急の保護が必要な場合に一時的・暫定的な管轄を認めることも考えておいた方がよいのではないか。
- 未成年者が日本にいない場合は、身上面で緊急の保護が必要だとして管轄を認める必要はないのではないか。

- 未成年後見では、「後見開始の審判等があったこと」という管轄原因を入れていないが、これは、成年後見の場合と異なり、未成年後見の場合は後見開始の審判の取消しが考えられないからということか。外国でそのような事態が皆無とはいえないかもしれないので、成年後見と同じ規律にしてもよいのではないか。
- 未成年後見人の監督や報酬決定も、その後見人を選任した国が行うのが筋ではないか。

#### ウ 任意後見について

- 在日韓国人の方が登記をした任意後見に関して、家庭裁判所のマニュアルには、韓国には任意後見制度がないので後見監督人の選任は認めないと書いてあると聞き、公正証書で締結された任意後見契約とその登記があるのに家裁が後見監督人の選任を認めないことに驚いた。諸外国に任意後見制度と同様の制度がどれほどあるのかという問題はあるが、資料11の（注2）の事例のように、明らかに日本で任意後見制度を利用することを予定していた当事者については、その意思をなるべく尊重しないとイケないのではないか。
- ドイツの世話法についてさえ、通則法の5条に含まれるか35条に含まれるかという議論がある。ドイツの世話法では行為能力の制限はないので、35条に含まれるとする説もある。
- 被後見人に焦点を当てると、任意後見の国際裁判管轄を法定後見の場合と差別化する必要はないことになるのか。
- 任意後見監督人を選任すると、その任意後見監督人は外国の任意後見人を監督しなければならないことになるのか。

#### (4) その他

今後の進行等について確認がされた。